国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

六月二十日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

東日本大震災復興基本法

承認を求めるの件送付通知書受領

六月二十日参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件

議案通知書受領

六月二十日参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

東日本大震災復興基本法案

又同日参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件

質問書提出

六月二十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

自転車事故対策に関する質問主意書（佐藤ゆうこ提出）

下水汚泥施設の放射能の調査に関する質問主意書（佐藤ゆうこ提出）

君が代斉唱命令に関する質問主意書（木村太郎提出）

海賊対策に関する再質問主意書（馳浩提出）

浜岡原子力発電所の全面停止要請に関する質問主意書（馳浩提出）

性犯罪前歴者に対するＧＰＳ着用の義務化に関する質問主意書（秋葉賢也提出）

東日本大震災に係る被災者支援の現状に関する質問主意書（橘慶一郎提出）

北海道根室管内で発生している爆音への政府の対応に関する質問主意書（浅野貴博提出）

会議

六月二十一日（火曜日）　午後一時　本会議

参議院

会議

明二十一日（火曜日）午後三時　本会議

議事日程　第二十四号

平成二十三年六月二十日（月曜日）
午後二時　本会議

第一　東日本大震災復興基本法案（衆議院提出）

第二　地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件（衆議院送付）

議決通知

六月二十日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

東日本大震災復興基本法案

また、同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件

質問主意書提出

六月二十日議員から次の質問主意書が提出された。

有害物質のリスク管理と施設廃止後の地下水汚染の未然防止対策に関する質問主意書（加藤修一提出）（第二〇二号）

改正水質汚濁防止法施行に伴う事業者の取組に対する支援措置と定期点検の在り方に関する質問主意書（加藤修一提出）（第二〇三号）

病院向け自家発電設備の整備に関する質問主意書（上野通子提出）（第二〇四号）

東北地方を中心とする高速道路無料化に関する質問主意書（上野通子提出）（第二〇五号）

質問主意書転送

六月二十日次の質問主意書を内閣に転送した。

災害医療のあり方を検討する会議に関する質問主意書（川田龍平提出）（第一九七号）

中国艦艇の我が国周辺での航行に関する質問主意書（浜田和幸提出）（第一九八号）

内閣総理大臣の選出と国民主権、憲法第十五条第一項との関係に関する質問主意書（熊谷大提出）（第一九九号）

報告書提出

六月二十日委員長から次の報告書を提出した。

東日本大震災復興基本法案（衆第一三号）審査報告書

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第七号）審査報告書

法律公布奏上及び通知

六月二十日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

東日本大震災復興基本法

承認を求めるの件送付及び通知

六月二十日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件

人事異動

内閣

○経済産業大臣臨時代理
　国務大臣　野田　佳彦
経済産業大臣海江田万里海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣に指定する（六月十八日）

○防衛大臣臨時代理
　国務大臣　中野　寛成
防衛大臣北澤俊美海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣に指定する（六月十九日）

○外務大臣臨時代理
　国務大臣　枝野　幸男
外務大臣松本剛明海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する（六月二十日）

防衛省

（第二〇五教育航空隊司令）一等海佐　阿比留義顯
下総教育航空群司令部付を命ずる（六月一日）
（第八護衛隊司令）一等海佐　山本　喜清
自衛艦隊司令部指揮通信主任幕僚を命ずる（自衛艦隊司令部指揮通信主任幕僚）同　平野　晃胤
第八護衛隊司令を命ずる（以上六月六日）
（第五航空隊副長兼派遣海賊対処行動航空隊司令）一等海佐　森竹　賢全
派遣海賊対処行動航空隊司令の兼補を解く（第二航空隊副長）同　江藤　裕之
兼ねて派遣海賊対処行動航空隊司令を命ずる（以上六月十一日）
（海上自衛隊第三術科学校教育第一部長兼海上幕僚監部防衛部防衛課兼統合幕僚監部運用部運用第二課兼自衛艦隊司令部）一等海佐　時久　寛司
海上幕僚監部防衛部防衛課の兼務を解く
統合幕僚監部運用部運用第二課の兼務を解く
自衛艦隊司令部の兼務を解く（六月十三日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、六月二十日午前十時十七分御出門、日本学士院第百一回授賞式に御臨席のため、日本学士院会館（台東区）へ行幸啓、午後零時二十二分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

気象庁防災業務計画の修正要旨の公表について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第１項の規定に基づき、気象庁防災業務計画を修正したので、同条第２項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成23年6月22日

気象庁長官　羽鳥　光彦